

介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の 指定の全部効力停止について（前橋セジュールの丘たぐち）

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項、第115条の45の9の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所介護事業者の指定の全部の効力を停止します。

1 事業者の名称及び所在地

社会福祉法人緑風会 理事長 萩原 裕司

群馬県前橋市房丸町48番地1

2 対象事業所

事業所の名称	デイサービスセンター前橋セジュールの丘たぐち
事業所の所在地	群馬県前橋市田口町732番地1
サービスの種類 及び指定年月日	通所介護（平成26年12月1日） 介護予防通所介護（平成26年12月1日） 介護予防通所介護相当サービス（平成27年4月1日）
処分内容	指定の全部の効力の停止

3 処分年月日 平成30年2月27日

4 指定の効力を停止する期間

通所介護及び介護予防通所介護相当サービスは、平成30年4月1日から平成30年6月30日まで（3か月）。

ただし、介護予防通所介護については、処分対象であるが、通所介護の予防給付に関する制度が終了するため、処分停止期間に含まれない。

5 主な処分理由

(1) 不正請求と認められるもの（介護保険法第77条第1項第6号）に該当

合計不正請求額 2,521,224円

2人の利用者について、サービス提供時間が通所介護費の算定要件を満たさない、または、居宅サービス計画及び通所介護計画上の所定単位数を算定できないのにもかかわらず、上記計画上の所定単位数を算定した。

(2) 通所介護における法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号及び第115条の45の9第6号）に該当

6 今回の処分までの経緯

平成29年10月に市民から通報があり、同年12月に本市による監査を実施したところ、上記処分理由が認められたもの。監査対象期間は、平成27年1月から平成29年10月まで。

本件に関するお問い合わせ先

介護高齢課 指導係

電 話 内線 / 3132
直通 / 027-898-6132